

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目次
◇告 示 字の区域の変更等(地方課)
土地改良法による換地処分(農村整備課)

告 示

鳥取県告示第百五十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による般若地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成二年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 区域を変更する字の名称 | 内容 |
|-------------|---|
| 般若字水車谷 | 同上の区域(平成元年八月一日現在の地番による。) 般若字水車谷のうち二の一部以外の区域 |
| 般若字畑田南平 | 般若字畑田南平のうち八、九の二、九の三、一一の一の一部以外の区域 |
| 般若字舞度橋 | 般若字舞度橋のうち三三の一、三三の二、三四の一、三四の二、三五の一の一部以外の区域 |
| 般若字南狼谷 | 般若字南狼谷のうち四〇の一部以外の区域 |
| 般若字上長通 | 般若字舞度橋三五の一の一部 般若字南狼谷四〇の一部 般若字上長通の全域 般若字狼谷一五八から一六一まで、一六二の一部、一六五、一六六及びこれらと一体をなす国有地 般若字長通一六七の一、一六七の二の一部、一六八の二の一部、一六九の一及びこれらと一体をなす国有地 |
| 般若字狼谷 | 般若字狼谷一六二の一部、一六三、一六四及びこれらと一体をなす国有地 |
| 般若字長通 | 般若字舞度橋三四の一、三四の二 般若字長通のうち一六七の一、一六七の二の一部、一六八の二の一部、一六九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |

| | | | | | |
|--------------|---|---------------|--|---------------|---------------|
| <p>般若字堤尻</p> | <p>般若字舞度橋三三の二、三三の二の一部 般若字堤尻一九〇の一部、一九二の二の一部、一九三、一九四の一部、一九五、一九六及びこれらと一体をなす国有地 般若字宮ノ前一九七の二、一九八の二、一九八の二と一体をなす国有地の一部</p> | <p>般若字宮ノ前</p> | <p>般若字舞度橋三三の二の一部 般若字宮ノ前のうち二〇三の二の一部、二〇四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一九七の二、一九八の二、一九八の二と一体をなす国有地以外の区域 般若字上畑田二二二の一部、二二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 般若字小丸山三九八の二</p> | <p>般若字越路</p> | <p>般若字中屋敷</p> |
| <p>般若字砂田</p> | <p>有地以外の区域 般若字神田二四〇の一部、二四一の一部、二四二、二四三、二四四の一部、二四七の一部、二四八の一部、二五〇の一部、二五一の一部、二五二の二、二五三の一部、二五四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二四七、二四八、二五一と一体をなす国有地 般若字砂田のうち二五五の一部、二五六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二五六の二と一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>般若字前田</p> | <p>般若字前田二八〇の二の一部、二八一の二、二八一の二、二八二及びこれらと一体をなす国有地 般若字下屋敷二九九の一部、三〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 般若字北國田三〇七の二の一部、三〇七の二、三〇八の一部、三一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 般若字半田三一三、三一四、三一五の二、三一五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>般若字下屋敷</p> | <p>般若字北國田</p> |
| | <p>般若字畑田南平八の一部、九の二、九の三、一一の二の一部 般若字北國田のうち三〇七の二の一部、三〇七の二、三〇八の一部、三一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> | | <p>般若字下屋敷のうち二八三の一部、二八四の一部、二八五の一部、二八九の一部、三〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> | | |

| | |
|-----------------|---|
| <p>般若字向畑</p> | <p>外の区域 般若字半田三一五の二の一部、三一六、三一七、三一八の一、三一八の二、三一九の一部、三二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 般若字寺田三二二の一部及びこれと一体をなす国有地 般若字楢前三四三の一部及びこれと一体をなす国有地 般若字槻平三七六の一、三七六の二の一部</p> |
| <p>般若字畑ケ田</p> | <p>般若字向畑のうち三二三の一部、三三四の一部、三二五の一部、三二七の二、三二八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 般若字畑ケ田三三九の一部、三四〇の一部、三四一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>般若字楢前</p> | <p>般若字畑田南平八の一部 般若字半田三一九の一部、三二〇の一部、三二一及びこれらと一体をなす国有地 般若字寺田三二二の一部及びこれと一体をなす国有地 般若字向畑三二三の一部、三三四の一部、三二五の一部、三二七の二、三二八の二及びこれらと一体をなす国有地 般若字畑ケ田三三二、三三四、三三五の一部及びこれらと一体をなす国有地 般若字楢前のうち三四三の一部、三四七の一部、三四七の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 般若字槻平三七四の二の一部、三七五の二、三七六の二の一部</p> |
| <p>般若字佐右エ門田</p> | <p>般若字水車谷二の一部 般若字畑ケ田三三五の一部、三三六から三三八まで、三三九の一部、三四〇の一部、三四一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |

| | |
|---------------|--|
| <p>般若字谷尻</p> | <p>般若字楢前三四七の一の一部、三四七の三及びこれらと一体をなす国有地 般若字佐右エ門田のうち三五五の一部、三五六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 般若字井手下モのうち三六〇の一部、三六一、三六二の一部、三六三の一、三六三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 般若字槻平三七三の一部、三七四の二の一部</p> |
| <p>般若字楢平</p> | <p>般若字水車谷二の一部 般若字佐右エ門田三五五の一部、三五六の一部及びこれらと一体をなす国有地 般若字井手下モ三六〇の一部、三六一、三六二の一部、三六三の一、三六三の二及びこれらと一体をなす国有地 般若字槻平三七二の三 般若字谷尻の全域 福積字天王四七〇の一部 岡字阿弥陀ノ上三七五の二、三七六の二及びこれらと一体をなす国有地 岡字北ケ市四一一の一部、四一三及びこれらと一体をなす国有地並びに四一一と一体をなす国有地の一部 岡字阿弥陀ノ前四一五の一部、四一六の一部、四一七の二及びこれらと一体をなす国有地 岡字権付四二〇の二</p> |
| <p>般若字堂ノ上</p> | <p>般若字楢平のうち三七二の三、三七三の一部、三七四の二、三七五の二、三七六の一、三七六の二以外の区域 般若字堂ノ上のうち三八六の一部以外の区域</p> |
| <p>般若字小丸山</p> | <p>般若字小丸山のうち三九八の二以外の区域</p> |

| | |
|----------|---|
| 福積字天王 | 福積字天王のうち四七〇の一部以外の区域 |
| 岡字阿弥陀ノ上 | 岡字阿弥陀ノ上のうち三七五の二、三七六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 岡字北ケ市 | 岡字北ケ市のうち四一一の一部、四一三及びこれらと一体をなす国有地並びに四一一と一体をなす国有地の一部以外の区域 |
| 岡字阿弥陀ノ前 | 岡字阿弥陀ノ前のうち四一五の一部、四一六の一部、四一七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 岡字権付 | 岡字権付のうち四二〇の二以外の区域 |
| 廃止する字の名称 | 般若字上畑田、般若字神田、般若字半田、般若字寺田、般若字井手下モ |

鳥取県告示第百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、久米土地改良区が行う土地改良事業に係る般若地区の換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成二年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

発

鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）